

## よくあるお問い合わせ



**Q1**

私はパート収入が97万円で夫の扶養親族になつていて、市・県民税の納税通知書が届きました。扶養親族になつていても、市・県民税がかかるのですか？

A 市・県民税には非課税の基準額があり、その基準額を上回るかたは、扶養親族になつていても市・県民税は課税されます。

質問のパート収入は給与収入になります。給与収入のみの場合、下表中の合計所得、総所得金額等とともに収入金額から給与所得控除を引いた金額になります。給与所得控除には収入金額に応じて計算方法がありますが、給与収入金額が161万9千円未満の場合は65万円です。

この質問の場合、パート収入が97万円なので、合計所得金額は97万円+65万円=132万円となります。合計所得金額が28万円を上回っていますので、均等割額の4800円が課税されることになります。

なお、障害者控除、寡婦・寡夫控除を出来るかたや婚姻歴のない未成年のかたは合計所得金額が125万円以下の場合、市・県民税が課税されません。該当すると思われるかたは、お問い合わせください。

### 非課税基準額

非課税 均等割	控除対象配偶者や扶養親族がない場合	前年の合計所得金額が28万円以下
	控除対象配偶者や扶養親族がある場合	前年の合計所得金額が28万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+16万8千円以下
非課税 所得割	控除対象配偶者や扶養親族がない場合	前年の総所得金額等が35万円以下
	控除対象配偶者や扶養親族がある場合	前年の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円以下

※控除対象配偶者とは、合計所得金額が38万円以下の扶養している配偶者のこと。

※合計所得金額とは、純損失または雑損失の繰越控除適用前の総所得金額、特別控除前の分離長期譲渡所得の金額、特別控除前の分離短期譲渡所得の金額、繰越控除適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額(損益通算後で繰越控除適用前)、繰越控除適用前の先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額のこと。

※総所得金額等とは、合計所得金額に純損失、雑損失、株式等譲渡損失などの各繰越控除を適用した後の金額のこと。

**Q2**

私は平成23年3月にA市から大館市へ転入しましたが、A市から市・県民税の納税通知書が届きました。現在、大館市に住んでいてもA市へ市・県民税を納めなければならぬのですか？

A 市へ市・県民税を納めます。市・県民税は課税される年度の1月1日(この場合、23年1月1日)に住所がある市町村で課税されますので、大館市では課税されません。逆に、1月2日以降に大館市から転出した場合は、大館市で課税されます。

また、1月2日以降にお亡くなりになつた場合も23年度の市・県民税が課税されます。その場合は、相続人の方に納付していただきます。

**Q3**

私は年金から市・県民税が引き落とされています。年金額は変わらないのに10月の年金から引き落とされる市・県民税額が8月までと比べて増えています。なぜでしょうか？

A 市・県民税の年税額は所得額から社会保険料控除や扶養控除などを引いた額に税率をかけて計算しますので、所得額が同じでも控除が少ないと年税額が上がる場合があります。また、4月から8月までの年金から引き落とします。10月から翌年2月までの本徴収は、決定された年税額から仮徴収分を引いて調整されますので、年

税額が上がっている場合は本徴収の額が上がります。なお、仮徴収と本徴収で差が生じ、その年度以降の年税額が同額の場合は、同様の調整をするため、本徴収の額が下がる場合もあります。

### 例 2月の年金引き落とし市・県民税額が5千円で、23年度の年税額が4万5千円の場合

	仮徴収			本徴収		
引落月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	5千円	5千円	5千円	1万円	1万円	1万円
の算定 引き落とし額	23年度の年税額は23年6月に決定されますが、23年2月に年金から引き落とされた額と同額で仮徴収されます。			23年度の年税額(4万5千円)から合計仮徴収額(1万5千円)を引いた額を各月の年金から本徴収されます。 年税額 仮徴収額 各月の本徴収額 $(4万5千円 - 1万5千円) \div 3 = 1万円$		